

香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が、検針業務、受付業務、収納業務、開閉栓業務、滞納整理業務、夜間休日受付業務及びその他関連する業務（以下「委託業務」という。）におけるお客さまサービス水準及び収納率のより一層の向上を図ることを目的として、当該業務を民間事業者へ委託するにあたり、意欲、資質、業務遂行能力等が特に優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものです。

2 業務の名称

香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務

3 委託業務の範囲

委託業務の範囲は、次のとおりです。

(1) 高松ブロック統括センター（以下「高松ブロック」という。）

- ① 検針業務
- ② 収納業務
- ③ 閉栓業務
- ④ 滞納整理業務
- ⑤ 夜間休日受付業務
- ⑥ その他関連する業務

(2) 東讃ブロック統括センター（以下「東讃ブロック」という。）

- ① 検針業務
- ② 受付業務
- ③ 収納業務
- ④ 開閉栓業務
- ⑤ 滞納整理業務
- ⑥ 夜間休日受付業務
- ⑦ その他関連する業務

(3) 小豆ブロック統括センター（以下「小豆ブロック」という。）

- ① 検針業務
- ② その他関連する業務

※詳細は、「香川県広域水道企業団【高松ブロック】検針・滞納整理等業務要求仕様書及び業務特記仕様書」、「香川県広域水道企業団【東讃ブロック】検針・滞納整理等業務要求仕様書及び業務特記仕様書」及び「香川県広域水道企業団【小豆ブロック】検針・滞納整理等業務要求仕様書及び業務特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおりです。

4 履行場所

高松ブロック、東讃ブロック及び小豆ブロックが所管する給水区域内

5 委託限度額

委託業務に係る費用の上限額は2,088,845,000円とします。（消費税及び地方消費税を含む。）

また、ブロックごとの上限額を以下のとおり定めます。

(1) 高松ブロック 1,555,730,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (2) 東讚ブロック 414,276,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (3) 小豆ブロック 118,838,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 参加資格要件

このプロポーザルに参加するためには、単体企業又は共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者（以下「構成員」という。）により構成される組織をいう。以下同じ。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者であることとします。

(1) 単体企業の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に格付がA級で掲載されている者であること。
- ③ 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- ⑤ 平成24年度以降に給水人口40万人以上の水道事業体から本業務範囲を含む委託業務を受託した実績があること。

(2) 共同企業体の場合

- ① 共同企業体の構成員は2者とし、共同企業体協定書の写しを参加申込書とともに提出すること。
- ② 共同企業体の代表者は、出資の割合が最大の構成員とし、構成員の出資割合は30%以上とすること。
- ③ 共同企業体の全ての構成員が、上記（1）①～④に掲げる要件を満たすこと。
- ④ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記（1）⑤に掲げる要件を満たすこと。
- ⑤ 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものであること。
- ⑥ 共同企業体の構成員は、単独企業並びに他の共同企業体の構成員となつての重複参加（資本・人的関係にある者を含む。）をしていない者であること。

7 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりです。

内 容	日 付
プロポーザルの公表	令和4年9月9日（金）
参加申込書等の提出期限	令和4年9月27日（火）
参加資格審査結果通知、参加要請書の発送	令和4年9月30日（金）
質問書の提出期限	令和4年10月5日（水）
質問の回答	令和4年10月11日（火）
業務提案書の提出期限	令和4年10月24日（月）
プレゼンテーション	令和4年11月上旬予定
選定結果通知・非選定結果通知	令和4年11月中旬予定
仕様確認及び見積徴収	令和4年11月下旬予定
業務委託に係る契約締結	令和4年11月下旬予定
業務の引継ぎ、準備期間	契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

業務開始	令和5年4月1日（土）
------	-------------

※ 日程は、企業団の都合により変更となる場合があります。

8 参加手続き

(1) 参加申込

このプロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式第1-1号）（単体企業で参加の場合）又はプロポーザル参加申込書（様式第1-2号）（共同企業体で参加の場合）のうち該当する様式に所定事項を記入の上、必要書類を添付して、令和4年9月27日（火）午後5時までに下記に持参するか郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）にて郵送してください。

郵便又は信書便により提出する場合は、令和4年9月27日（火）午後5時までに必着とします。

- 申込書提出先 〒760-8514 高松市番町1丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 総務企画課企画調整室

(2) 参加資格審査結果の通知

参加を希望する者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加資格を審査します。

資格審査の結果、参加資格を有すると認められる参加申込事業者には、令和4年9月30日（金）までにプロポーザル参加資格審査結果通知書兼参加要請書（様式第2号）を送付し、本プロポーザルへの参加を要請します。なお、参加資格を有しないと認められる参加申込事業者にはプロポーザル参加資格結果通知書（様式第3号）を送付します。

(3) 提案方法

① 提案書の作成要領

提案書の表紙には所定の表紙（様式第4号）を使用してください。提案書の作成にあたってはA4版用紙（A3版を折り込んでA4版にすることは可）を用い、目次及び頁番号をつけ、提出してください。使用言語は日本語とします。また会社名や会社名を特定できる表現（個人名、ロゴマーク等を含む。）は記載しないでください。提案書の構成は次のとおりとします。

ア 業務体制及び業務執行計画

- a 管理体制
- b 職員配置計画
- c 情報共有体制
- d 人材育成

イ 検針業務に関する企画及び業務提案

- a 履行方法
- b 業務提案

ウ 滞納整理業務に関する企画及び業務提案

- a 履行方法
- b 業務提案

エ 収納業務・開閉栓業務に関する企画及び業務提案

- a 履行方法
- b 業務提案

オ 受付業務及び夜間休日受付業務に関する企画及び業務提案

- a 履行方法
- b 業務提案

カ 一体的受託の効果

キ コンプライアンス

ク お客さまサービス向上

ケ 見積額（業務見積書）

※ 提案にあたっては、本業務の目的等を考慮し、香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】
検針・滞納整理等業務要求仕様書の内容を満たしつつ、詳細かつ機能性・安全性・経済性に優れた創
意工夫による提案書の提出をお願いします。なお、ブロックごとに要求仕様が異なることから、ブ
ロックごとに提案書の作成をして下さい。

※ 提出のあて先は「香川県広域水道企業団企業長」とし、件名は「香川県広域水道企業団【高松・東
讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務委託に係る業務提案書」としてください。

※ 「ケ 見積額」については、消費税及び地方消費税を含むこととし、業務見積書（様式第5号）を
使用してください。

② 提出方法

紙ベースでの提案書 12部（正本1部、副本（企業名等なし）11部）を令和4年10月24日（月）午
後5時までに上記8の（1）の提出先へ持参又は郵送により提出してください。（郵送により提出する場
合は、簡易書留とし、提出期限までに必着とすること。）

（4）プレゼンテーションの実施

① 日時及び場所

令和4年11月上旬を予定しています。（日時・場所については、別途案内します。）

② 実施時間

プレゼンテーションの提案時間は、40分以内（準備時間除く。）とします。その後、質疑応答を20分
程度行います。

③ 参加人数

プレゼンテーションに参加する人数は、5人までとします。

④ その他

プレゼンテーションにあたり、必要な機材等はすべて参加者で用意してください。ただし、スクリーン
については、企業団で用意します。なお、詳細については、別途通知します。

（6）参加辞退

参加申込書提出後、都合により参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）を上記
8の（1）の提出先へ持参するか郵便又は信書便にて郵送してください。

9 プロポーザルに関する質問の受付及び回答

（1）提出方法

質問書（様式第6号）により、FAX又は電子メールにて下記（2）に送信してください。なお、送信
時には、質問書を送信した旨を必ず電話にて一報すること。

（2）提出先

香川県広域水道企業団総務企画課

TEL：087-826-6112 FAX：087-826-1132

E-Mail：somukikaku_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

（3）提出期限

令和4年10月5日（水）午後3時まで

（4）回答方法

令和4年10月11日（火）までに、質問書に記載されたFAX又は電子メール宛てに回答します。
なお、質問回答事項は、取りまとめて全ての参加資格者へ回答します。

10 審査・契約予定者決定方法

(1) 審査

本プロポーザルを実施するため、企業団職員で構成する「香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置します

選考委員会において、提案書等の書類審査及びプレゼンテーションをもとに審査・採点を行い、最高得点を獲得した参加者を本業務の契約予定者とします。ただし、最高得点であっても、評価項目の合計点（「ケ見積額」を除く。）の6割に満たない場合は、契約予定者としません。

なお、得点の最も高い参加者が2者以上いる場合は、選考委員会で協議の上、契約予定者を選定します。

(2) 評価項目

項 目		配点	
ア 業務体制及び業務執行計画	管理体制	業務に対する理解度及び業務を円滑に遂行するための企画力	140 点
	職員配置計画		
	情報共有体制		
	人材育成		
イ 検針業務に関する企画及び業務提案	履行方法	検針業務に関する実務能力及び履行方策	200 点
	業務提案		
ウ 滞納整理業務に関する企画及び業務提案	履行方法	滞納整理業務に関する実務能力及び履行方策	160 点
	業務提案		
エ 収納業務・開閉栓業務に関する企画及び業務提案	履行方法	収納業務・開閉栓業務に関する実務能力及び履行方策	100 点
	業務提案		
オ 受付業務、夜間休日受付業務に関する企画及び業務提案	履行方法	受付業務及び夜間休日受付業務に関する実務能力及び履行方策	120 点
	業務提案		
カ 一体的受託の効果	委託目的の理解度	40 点	
キ コンプライアンス	コンプライアンス（法令順守等）及び個人情報保護の重要性の認識度	40 点	
ク お客さまサービス向上	お客さまサービス向上の実効性	100 点	
ケ 見積額	価格の評価	300 点	
合 計		1,200 点	

(3) 評価基準等

評価項目については、各項目に詳細な評価細目を設け、評価点を設定します。

※ 「評価の着眼点」については、別紙1のとおりです。

(4) 得点の算出

① 評価項目のアからクまでについては、提出された提案書を、選考委員が評価項目ごとに審査・採点を行い、その合計点を得点とする。

各評価項目について、次のとおり5段階評価で採点します。

評価	点数配分
非常に優れている	評価点×1.0

優れている	評価点×0.75
普通	評価点×0.5
やや劣る	評価点×0.25
劣る	評価点×0

② 評価項目のケについては、業務見積書の「3 見積額内訳」に記載された各ブロックの見積額に応じて得点を算出します。

ア 高松ブロック

見積額が最低である参加者を第1位とし、210点を与えます。その他の参加者の得点は、第1位の見積額（最低見積額）との比率により下記のように算出します。（小数点第4位を四捨五入）

【見積額得点＝見積額の配点（210点）×最低見積額／当該見積額】

イ 東讃ブロック

見積額が最低である参加者を第1位とし、60点を与えます。その他の参加者の得点は、第1位の見積額（最低見積額）との比率により下記のように算出します。（小数点第4位を四捨五入）

【見積額得点＝見積額の配点（60点）×最低見積額／当該見積額】

ウ 小豆ブロック

見積額が最低である者を第1位とし、30点を与えます。その他の参加者の得点は、第1位の見積額（最低見積額）との比率により下記のように算出します。（小数点第4位を四捨五入）

【見積額得点＝見積額の配点（30点）×最低見積額／当該見積額】

(5) 審査結果の通知

選考委員会により、契約予定者として選定された参加者に対してはプロポーザル選定結果通知書（様式第8号）により通知し、契約予定者として選定されなかった参加者に対してはプロポーザル非選定結果通知書（様式第9号）により通知します。なお、審査結果についての異議申立ては受けません。

(6) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類（参加申込書、提案書等をいう。）に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要領で示された、提出期間及び時間、提出方法、提出先等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 提案の見積金額（総額）が委託業務に係る費用の上限額を超過した場合、又は各ブロックの見積金額がブロックごとに定めた上限額を超過した場合

11 契約予定者となる参加者との事前協議等

上記10において契約予定者に決定した参加者は、企業団と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行い、改めて見積書を提出していただきます。この場合の見積額（消費税及び地方消費税を含む額）は、原則として提案書の見積額の範囲内とします。

12 決定の取消し

次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加又は契約予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求

めた場合

(4) 11 の協議が不調に終わった場合

13 次順位者の繰り上げ

契約予定者に契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとします。

14 契約

上記 11 による協議に基づき、契約書を作成し、契約の締結を行います。

当該契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 215 条第 4 号の規定による債務負担行為で予算措置された契約とします。契約締結日は、令和 4 年 11 月下旬（予定）を予定しており、業務の履行期間は、令和 5 年 4 月 1 日から 60 箇月とします。

15 業務引継期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までを業務引継期間とし、受託者は、業務引継期間内に円滑に業務を行うことができるように自らの責任において企業団及び現行委託業者からの業務引継を受け、これを完了するものとします。業務引継期間中に発生する費用は企業団が認めた場合を除き、全て受託者の負担とします。

16 契約保証金

契約締結にあたっては、香川県広域水道企業団契約規程（平成 30 年企業管理規程第 7 号）第 9 条の規定により、企業団への契約保証金（契約金額の 10% を契約締結日までに企業団に納付するものとし、契約期間完了時に返還します。）を納付する必要があります。ただし、受託者が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは免除します。

17 減額基準

委託業務におけるお客さまサービスの向上、未納水道料金等の早期回収及び収納率向上を図るため、別紙 2 のとおり、ブロックごとに検針業務における減額基準及び水道料金等の未収金の回収における減額基準を設けます。

18 その他

(1) プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とします。

(2) 企業団が配布する資料等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、提出された提案書は、返却しません。なお、提出された提案書は、選定に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

(3) 提案書提出後の内容変更及び追加は認めません。

(4) 提出された提案書は参加者の同意を得た場合を除き公表しません。

評価の着眼点

1 業務体制及び業務執行計画

＜業務に対する理解度及び業務を円滑に履行するための企画力＞

- ・ 責任を持って業務を履行できる能力と立場にある人員をどのように配置できるか。また、業務における指揮命令系統と責任体制をどのようにするのか。
- ・ 急な欠員が発生した場合において、即座に適切に対応でき得る人員体制が、どのようにとれるか。
- ・ 料金センターとお客さまセンターの各事務所が分離した場合に、円滑に事務を履行するための情報共有等の方策について、どのような提案があるか。
- ・ 従事者に対し、業務に関する研修・教育をどのように行うのか。
- ・ 様々なトラブル、苦情等に対し、どのような対応、解決が図れるのか。

2 検針業務に関する企画及び技術提案

＜検針業務に関する実務能力及び履行方策＞

- ・ 委託開始当初からの円滑な検針業務の実施の為、どのような施策を考えているか。
- ・ 検針員の業務管理をどのように行うのか。
- ・ 検針異常水量（水量の大幅な増減）に対して、どのような対策がとれるか。
- ・ 利用者等からの検針及び使用水量に係る苦情、不当要求等に対して、どのように対応するか。
- ・ 当該業務に関し、効率的・効果的な履行につながる提案があるか。

3 滞納整理業務に関する企画及び技術提案

＜滞納整理業務に関する実務能力及び履行方策＞

- ・ 滞納整理業務に関し、業務実現可能な配置人員とその根拠が示されているか。
- ・ 滞納整理要員として、どのような人材が適当と考えるのか。また、どのような（年齢・経験等）人材を配置できるか。
- ・ 給水停止作業及び開栓作業において、どのように優れた提案があるか。
- ・ 苦情、不当要求等に対して、どのような対応が図れるのか。
- ・ 無届けにより転出した滞納者等の調査をどのような方法で行うのか。
- ・ 当該業務に関し、効率的・効果的な履行につながる提案があるか。

4 収納業務・開閉栓業務に関する企画及び技術提案

<収納業務・開閉栓業務に関する実務能力及び履行方策>

- ・ 収納業務・開閉栓業務に関し、各々業務実現可能な配置人員とその根拠が示されているか。
- ・ 収納業務・開閉栓業務要員として、各々どのような人材が適切と考えるのか。
- ・ 苦情、不当要求等に対して、どのような対応が図れるのか。
- ・ 円滑かつ確実な開閉栓業務の実施の為、どのような施策を考えているか。
- ・ 当該業務に関し、効率的・効果的な履行につながる提案があるか。

5 受付業務及び夜間休日受付業務に関する企画及び技術提案

<受付業務及び夜間休日受付業務に関する実務能力及び履行方策>

- ・ 受付業務及び夜間休日受付業務について、どのような履行方法を考えているか。
- ・ 受付業務及び夜間休日受付業務要員として、どのような人材が適切と考えるのか。
- ・ 電話受付等について、どのような点に配慮するか。
- ・ 苦情、不当要求等に対して、どのような対応が図れるのか。
- ・ 当該業務に関し、効率的・効果的な履行につながる提案があるか。

6 一体的受託の効果

<委託目的の理解度>

- ・ 当該業務全般に関し、効率的・効果的な履行につながる提案があるか。

7 コンプライアンス

<コンプライアンスの重要性の認識度>

- ・ コンプライアンスの徹底
- ・ 委託業務を運営する上での個人情報の管理体制

8 お客さまサービス向上

<お客さまサービス向上の実効性>

- ・ お客さまサービス向上策として、どのような提案があるか。

検針及び閉栓業務における減額基準【高松ブロック】

本特記事項は、検針及び閉栓業務における正確性を求め、お客さまサービスの向上を図るため、仕様書に定める業務等の履行結果について、次のとおり一定の基準を設け、契約代金を精算するものとする。

1 減額基準の適用

受託者の当該業務の履行結果として企業団が算定する誤検針発生率が、企業団の設定する基準を超えた場合には、契約代金を減算するものとする。

2 減額基準等

誤検針発生率の基準値は0.03ポイントと設定する。基準値と当該年度に発生した誤検針件数により算定した誤検針発生率を比較し、精算額を確定する。

$$\text{○計算式 誤検針発生率（ポイント）} = \frac{\text{誤検針件数}}{\text{検針総件数}} \times 1,000$$

※小数点第3位以下切捨て

- (1) 誤検針発生率が基準を超えた場合、0.01ポイント超えるごとに当該年度の検針件数に0.2円を乗じた金額を契約代金から減算する。
- (2) 誤検針件数とは、メーター指針値の読み違い、指針値の誤入力、検針データの消失及び毀損、検針票の交付誤り等の検針に関する一切の誤りに係る件数をいう。
- (3) 検針総件数とは、当該年度に定例及び閉栓時に検針した総件数をいう。(自動検針及び不在等により水量認定した件数を除く。)
- (4) 誤検針件数及び発生率は、企業団との定例会議等で受託者に随時通知する。
- (5) 減額基準による減算に伴う契約代金の精算については、3月における契約代金の月額支払分で相殺する。

3 減額基準の適用期間

令和5年度から9年度までの単年度を単位とする。

4 その他

本特記事項に定めのない事項等については、協議により別途定める。

水道料金等の未納料金の回収における減額基準【高松ブロック】

本特記事項は、未納水道料金等の早期回収及び収納率向上を図るため、仕様書に定める業務等の履行結果について、次のとおり一定の基準を設け、契約代金を精算するものとする。

1 減額基準の適用

受託者の当該業務の履行結果として企業団が算定する収納率が、企業団の設定する基準を下回った場合には、当初契約代金を減算するものとする。

2 減額基準

目標となる収納率の基準値を設定する。基準値と当該年度の2月末時点における上半期に直近過去5年度を加えた期間（5年6箇月間）の収納率を比較し、精算額を確定する。

$$\text{○計算式 収納率(\%)} = \frac{\text{(調定累計金額－減額累計金額－未納累計金額)}}{\text{(調定累計金額－減額累計金額)}} \times 100$$

※小数点第3位で四捨五入

(1) 基準値

99.85%

(2) 収納率がブロックごとの基準値未滿となった場合、契約代金から100,000円を減算し、さらに0.01%下回る毎にその都度100,000円を減算する。

(3) 収納率は、企業団との定例会議等で受託者に随時通知する。

(4) 減額基準による減算に伴う契約代金の精算については、3月における契約代金の月額支払分で相殺する。

(5) 年度内に大型倒産・破産等、収納率に大きな影響を与える事項が発生した場合には、その都度協議するものとする。

3 減額基準の適用期間

令和5年度から9年度までの単年度を単位とする。

4 その他

本特記事項に定めのない事項等については、協議により別途定める。

検針業務における減額基準【東讃ブロック】

本特記事項は、検針業務における正確性を求め、お客さまサービスの向上を図るため、仕様書に定める業務等の履行結果について、次のとおり一定の基準を設け、契約代金を精算するものとする。

1 減額基準の適用

受託者の当該業務の履行結果として企業団が算定する誤検針発生率が、企業団の設定する基準を超えた場合には、契約代金を減算するものとする。

2 減額基準等

誤検針発生率の基準値は0.11ポイントと設定する。基準値と当該年度に発生した誤検針件数により算定した誤検針発生率を比較し、精算額を確定する。

$$\text{○計算式 誤検針発生率（ポイント）} = \frac{\text{誤検針件数}}{\text{検針総件数}} \times 1,000$$

※小数点第3位以下切り捨て

- (1) 誤検針発生率が基準値を超えた場合、0.01ポイント超える毎に当該年度の検針件数に0.2円を乗じた金額を契約代金から減算する。
- (2) 誤検針件数とは、メーター指針値の読み違い、検針票の交付誤り等の検針に関する一切の誤りに係る件数をいう。
- (3) 検針総件数とは、当該年度に検針した総件数をいう。(自動検針及び不在等により水量認定した件数は除く。)
- (4) 誤検針件数及び発生率は、企業団との定例会議等で受託者に随時通知する。
- (5) 減額基準による減算に伴う契約代金の精算については、3月における契約代金の月額支払分で相殺する。

3 減額基準の適用期間

令和5年度から9年度までの単年度を単位とする。

4 その他

本特記事項に定めのない事項等については、協議により別途定める。

水道料金等の未納料金の回収における減額基準【東讚ブロック】

本特記事項は、未納水道料金等の早期回収及び収納率向上を図るため、仕様書に定める業務等の履行結果について、次のとおり一定の基準を設け、契約代金を精算するものとする。

1 減額基準の適用

受託者の当該業務の履行結果として企業団が算定する収納率が、企業団の設定する基準を下回った場合には、当初契約代金を減算するものとする。

2 減額基準

目標となる収納率の基準値を設定する。基準値と当該年度の2月末時点における上半期に直近過去5年度を加えた期間（5年6箇月間）の収納率を比較し、精算額を確定する。

$$\text{○計算式 収納率(\%)} = \frac{\text{(調定累計金額－減額累計金額－未納累計金額)}}{\text{(調定累計金額－減額累計金額)}} \times 100$$

※小数点第3位で四捨五入

(1) 基準値

99.75%

(2) 収納率がブロックごとの基準値未達となった場合、契約代金から100,000円を減算し、さらに0.01%下回る毎にその都度100,000円を減算する。

(3) 収納率は、企業団との定例会議等で受託者に随時通知する。

(4) 減額基準による減算に伴う契約代金の精算については、3月における契約代金の月額支払分で相殺する。

(5) 年度内に大型倒産・破産等、収納率に大きな影響を与える事項が発生した場合には、その都度協議するものとする。

3 減額基準の適用期間

令和5年度から9年度までの単年度を単位とする。

4 その他

本特記事項に定めのない事項等については、協議により別途定める。

検針業務における減額基準【小豆ブロック】

本特記事項は、検針業務における正確性を求め、お客さまサービスの向上を図るため、仕様書に定める業務等の履行結果について、次のとおり一定の基準を設け、契約代金を精算するものとする。

1 減額基準の適用

受託者の当該業務の履行結果として企業団が算定する誤検針発生率が、企業団の設定する基準を超えた場合には、契約代金を減算するものとする。

2 減額基準等

誤検針発生率の基準値は0.20ポイントと設定する。基準値と当該年度に発生した誤検針件数により算定した誤検針発生率を比較し、精算額を確定する。

$$\text{○計算式 誤検針発生率（ポイント）} = \frac{\text{誤検針件数}}{\text{検針総件数}} \times 1,000$$

※小数点第3位以下切り捨て

- (1) 誤検針発生率が基準値を超えた場合、0.01ポイント超える毎に当該年度の検針件数に0.2円を乗じた金額を契約代金から減算する。
- (2) 誤検針件数とは、メーター指針値の読み違い、検針票の交付誤り等の検針に関する一切の誤りに係る件数をいう。
- (3) 検針総件数とは、当該年度に検針した総件数をいう。(自動検針及び不在等により水量認定した件数は除く。)
- (4) 誤検針件数及び発生率は、企業団との定例会議等で受託者に随時通知する。
- (5) 減額基準による減算に伴う契約代金の精算については、3月における契約代金の月額支払分で相殺する。

3 減額基準の適用期間

令和5年度から9年度までの単年度を単位とする。

4 その他

本特記事項に定めのない事項等については、協議により別途定める